

令和２年度 第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

1 会議の名称 令和２年度 第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

2 開催日時 令和２年１０月１２日（月）１５時～１６時３０分

3 開催場所 千葉中央コミュニティセンター８階 千鳥・海鷗

4 出席者

【委員】中澤潤委員（分科会長）、川村博章委員、木村秀二委員、清水葉子委員、深山博司委員、岸憲秀委員、木村章委員、工藤仁美委員、佐藤愼二委員、中間陽子委員、中谷房子委員、三浦康宏委員、宮崎紀子委員、由利知子委員、吉川則子委員
臨時委員：河野恵里子委員、森川真輔委員、大森康雄委員、矢貝恵委員、松井愛委員、小川美穂委員

【事務局】峯村こども未来局長、植草こども未来部長、宮葉こども企画課長、酒井健全育成課長、飯島こども家庭支援課長、枅見幼保支援課長、秋庭幼保運営課長、桐岡児童相談所長、大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長、薄田幼保運営課職員担当課長、田中幼保運営課保育所指導担当課長、丸山児童相談所相談・虐待対策担当課長、安西こども企画課課長補佐

5 議題及び報告事項

議題

- （１）公立保育所の施設管理に関する基本方針（案）について
- （２）千葉市こどもプランの令和元年度進捗状況及び計画期間の最終評価について

報告事項

- （１）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和元年度進捗状況について

6 議事の概要

議題

- （１）公立保育所の施設管理に関する基本方針（案）について

事務局から公立保育所の施設管理に関する基本方針（案）についての説明があり、了承と

して答申することを決定した。

(2) 千葉市こどもプランの令和元年度進捗状況及び計画期間の最終評価について

事務局から千葉市こどもプランの令和元年度進捗状況及び計画期間の最終評価についての説明があり、了承として答申することを決定した。

報告事項

(1) 千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和元年度進捗状況について

事務局から、千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和元年度進捗状況について報告があり、了承された。

7 会議の経過

安西補佐： 大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の安西です。よろしくお願いいたします。

それでは、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日、机上に、座席表、別紙3、別紙3（抜粋）を配付してございます。また、次第、委員名簿、資料1、資料2、資料3につきましては、事前に送付させていただいたものをご覧ください。

臨時委員の皆様は、次第、委員名簿、資料1につきまして、事前に送付させていただいたものをご覧くださいようお願いいたします。

なお、事前に送付させていただきました資料2のうち、別紙3（抜粋）につきましては追加資料として、また、別紙3につきましては一部修正がありましたので、机上配付しております資料をご確認いただきますようお願いいたします。

不足等はありませんでしょうか。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。

入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がありますので、ご注意願います。

また、本日は臨時委員も含めまして、過半数の委員の皆様にご出席いただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことをご

報告いたします。

それでは、初めに、こども未来局長の峯村より、ご挨拶を申し上げます。

峯村局長： こども未来局長の峯村でございます。令和２年度第２回の社会福祉審議会
児童福祉専門分科会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の児童福祉行政に多大なるご支援、ご協力を頂きまして、改めて感謝を申し上げるところでございます。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、依然として感染状況を注視していく必要がございますが、直近では国のＧｏＴｏキャンペーンなどをはじめとして、感染対策を継続しつつも、その中で社会経済活動をできるだけ再開していこうという動きとなっており、これまで強い自粛行動がされておりましたが、そういった人々の行動にも、今後は徐々に変化が起きるだろうと予測をされております。

その一方で、社会経済活動を回していくことで改めて感染者が増加傾向に転じることも十分に考えられます。昨日の発表では、千葉市においても22名の感染者が出たということで、まだまだ予断を許さない状況かと思えます。

ただ、我々千葉市といたしましては、こうした日々の感染者数に一喜一憂するのではなくて、１週間ごとの状況を皆様にお知らせをしつつ、感染の状況を正確に把握していただくということをやっております。

現在の状況では、５段階ほど感染の状況のリスクというのをステージに分けておりまして、ちょうど真ん中のステージ２ということで我々は評価をしているところでございます。

我々としては、子どもの施策はどうしても３密は避けられない状況でございますが、感染をしないように子どもたちにも注意を払いながら、引き続き各種施策を実行してまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日の会議でございますが、前回に引き続き、公立保育所の施設管理に関する基本方針につきまして議題とさせていただいております。今回の基本方針（案）につきましては、前回７月の当審議会においてご審議いただいた素案に、将来の保育需要などを踏まえ、個々の公立保育所につきまして、建替え、改修時期、民営化移行などの計画を盛り込んだ具体の案として作成をいたしましたので、ご審議をいただきたいと存じます。

なお、こちらの案につきましては、本日も審議いただいた後、市民意見を募集するパブリックコメント手続を経まして、来年1月頃に策定をする予定でございます。

また、平成27年度から令和元年度まで5年間の計画期間が昨年度で終了いたしました「千葉市こどもプラン」につきましても、昨年度の進捗状況と計画期間全体における最終評価につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

審議案件はこの2件でございます。委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂きますようお願いを申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

安西補佐： それでは、これより議事に入らせていただきます。

中澤会長、よろしくお願いいたします。

議題（1）公立保育所の施設管理に関する基本方針（案）について

中澤会長： 皆様、こんにちは。今日も大切な議題が出ておりますので、よろしくご協力いただければと思います。

それでは、早速ですが、議題（1）「公立保育所の施設管理に関する基本方針（案）について」に入りたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

栢見課長： 幼保支援課でございます。よろしくお願いいたします。失礼して座って説明させていただきます。

それでは、お配りした資料の中で、資料1－1をご覧くださいと思います。「公立保育所の施設管理に関する基本方針（案）」でございます。こちらの基本方針（案）につきましては、7月の社会福祉審議会児童福祉専門分科会で素案についてご審議をいただいたところでございます。今回は、素案で精査中としておりました個々の公立保育所につきまして、公立で建替え、民営化して建替え、統廃合などといった対応方法を反映した成案についてご審議いただくものでございます。

本日は、素案でご説明した内容もかいつまんでご説明させていただきながら、成案で追加した内容を中心にご説明させていただきたいと思います。

それでは、まず資料1－1の1ページをご覧いただきたいと思います。

1ページの（1）のア、3つ目の○ですが、平成24年7月に大規模改修等が困難な木造6か所について建替えを行うことなどを定めた、「公立保育所の施設改善に関する基本方針」、ここでは「旧方針」と申しますが、こちらを策定しております。これに基づいて、イのところですが、旧方針に基づいて3保育所を建替えして、同時に民営化を行ったものです。

そして、（2）のア、2つ目の○ですが、この旧方針に基づいて建替えのほか、改修、修繕等による施設改善を図ってきたものの、近年、木造だけでなく鉄筋コンクリート造の老朽化も進みまして、公立保育所全体の建替えなどによる施設改善の検討が必要な時期となってまいりました。そのため、この旧方針を廃止し、「公立保育所の施設管理に関する基本方針」、ここでは「新方針」と申しますが、こちらを策定することといたしました。この新方針では、長期的な視点に立って、将来の保育需要の動向を踏まえ、全市的な保育資源の適正配置を念頭に置きながら、公立保育所の施設管理の方向性を整理するとしており、その方向性を踏まえまして、必要かつ十分な公立保育所を建替え・存置するとともに、個々の保育所の立地条件、周辺地域の保育需要と保育資源の状況、費用対効果を総合的に勘案した民営化や統廃合についても実施していくものとしているところでございます。

2ページをご覧ください。対象施設でございますが、公立保育所が全60か所もともとございまして、既に建替えて民営化したものが3件ございますので、今現在57か所となっております。

計画期間でございますが、令和22年度までの20年間、また方針の見直しとして、新方針策定から5年後を目途に保育需要の動向に応じて方針の見直しを実施することとしております。また、その後も保育需要の動向に応じて適宜見直しをしていきたいと考えております。

3ページをご覧ください。現状・課題でございます。

まず、保育需要の動向と将来見通しですが、3ページの下の方表3の右側をご覧くださいと思います。本市の就学前児童数は、平成26年以降一貫して減少しております。こうした状況を鑑みると、近い将来、本市の待機児童対策には一定のめどが立つと見込んでおります。

4ページをご覧ください。今後、少子化の進行は避けられないということ

がございますので、中長期的には、保育需要は確実にピークアウトする。その場合、保育資源は減少・縮小局面を迎え、定員に余剰が発生した地域を中心として、近隣保育施設間の競合、施設の撤退・閉園も長期的には想定されるということから、市内の保育資源の適正配置の観点から、施設管理の方向性を整理する必要があるということでございます。

5ページをご覧ください。老朽化の進行ということでございますが、本市の公立保育所は、昭和40年代から50年代に集中的に整備をされてきたということでございますので、今後20年間のうちで大半の公立保育所が目安となる減価償却上の耐用年数を超過するということがございます。鉄筋コンクリート造を含めた建替えを加速する必要があるということでございます。

また、5ページの下、(3)をご覧ください。建替えに当たりましては、公立保育所の運営及び建替え・維持保全には、民間と比較して多大な市の財政負担を要するという課題もございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。もう一つ、全市的な「保育の質」の確保・向上ということがございます。保育の機会を保障するための「量」の拡充と併せまして、児童の育ちと学びを保障するための「質」の確保・向上を図ることが極めて重要と認識しております。

3つ目の○のところですが、待機児童対策に一定の目途が立つと見込まれる中、本市におきましても、保育施策の重点を「量」から「質」へシフトしていく転換期を迎えており、保育施設として当然に満たすべき水準の保育の提供の底上げ、これはもとより、幼児教育の充実につながる「質」の向上を図るための取組みを強力に推進して、小学校以降にもつながる「資質・能力」の育成を図る必要があるということでございます。そのために、保育士の専門性・スキル、処遇やキャリア形成、執務環境、保育環境など、総合的な「質」の向上が必要でございます。そのためには財源を確保しながら、その確保・向上のための新たな施策を講じる必要があると認識しております。

8ページをご覧いただきたいと思います。現状・課題を踏まえた方向性ということでございますが、まず市の責務と公立保育所の役割でございます。

2つ目の○のところからですが、本市は認可権者としての責務がございます。保育に関するノウハウの蓄積・民間保育施設との共有、それから必要な指導監督や支援・助言、そうしたものを担います高い専門性・スキル、豊か

な経験を兼ね備えた保育士を職員として育成する必要があるとございます。公立保育所は、そうした職員の育成の場として極めて重要な役割を果たしているということ、また、人口減少地域で民間保育施設の参入が見込まれない場合、市内全域の児童への保育の提供を保障するという、公立保育所による保育の提供が必要という役割もございます。したがって、こうした責務と役割を将来にわたって果たしていくために、必要かつ十分な公立保育所を存置する必要があるとございます。

また、8ページの(2)ですが、今後、超高齢社会の対応をはじめとします社会保障に係る歳出増も見込まれております。先ほど申し上げた保育の質の確保・向上、存置する公立保育所の建替えなどに必要な財源を確保するためには、多大な市の財政負担を要する公立保育所の民営化を進める必要があるとございます。また、民営化に当たりましては、受け皿整備数の減少が顕著になりますと、事業者の参入意欲が低下するおそれがあるということがございますので、民営化は可能な限り早期に着手して、迅速に進める必要があるということでございます。

また、(3)ですが、保育需要がピークアウトして減少・縮小局面を迎えましたら、公立保育所がその役割を果たし続けながら、民間保育施設とバランスよく共存していくことができるよう、保育資源の適正配置という観点から、周辺地域の就学前児童数の動向、民間保育施設の分布等を考慮して、一定数の統廃合も検討していく必要があるということでございます。

9ページをご覧ください。そうした方向性を踏まえた施策展開でございますが、まず公立保育所の建替えでございます。アのところで、まず木造施設を優先的に建て替え、次に鉄筋コンクリート造施設を経過年数が古い順に建替えを行っていくということでございます。

また、(2)、建替えに伴う民営化を進めまして、保育の質の確保・向上、それから存置する公立保育所の建替え・維持保全に必要な財源を確保していくこと、また、将来にわたって市の責務と公立保育所の役割を果たし続けるために、必要十分な公立保育所を存置するということを踏まえまして、計画期間内の可能な限り早い時期に20か所程度の公立保育所の民営化を図るとしております。

10ページをご覧くださいと思います。統廃合の実施というところでご

ございます。1つ目の○ですが、老朽化により建替えが必要とされる保育所のうち、保育需要の減少が現に続いている、または、近い将来減少が予測される地域に所在して、近隣に受け皿となる保育施設がある保育所については、保育資源の適正配置、費用対効果等を考慮して、統廃合を検討することとしております。

ここまでは、前回7月に素案でご説明したところでございます。10ページの2つ目の○、3つ目の○と図表の10、こちらが今回成案で追加させていただいたところでございます。

10ページの2つ目の○ですが、1つ目の○を踏まえまして、高洲第二保育所と高浜第一保育所、花見川第一保育所と花見川第三保育所、あやめ台第一保育所とあやめ台第二保育所を統廃合の対象とするということでございます。

また、この3地域6保育所以外にも、今後の保育需要等の動向によっては統廃合に向けた見直しを行っていくということでございます。

下の図表10、今申し上げた6つの公立保育所の入所児童数の推移が記載してございます。一番右側の令和2年度の児童数・入所率の欄をご覧くださいますと、いずれの保育所も入所児童数は100名未満、また入所率についても100%を切っているという状況で、比較的近い地域の中で2つの公立保育所があるという状況になっております。いずれの公立保育所も児童数については減少傾向という形になっております。

なお、高洲、高浜につきましては、令和7年度、花見川とあやめ台については令和12年度の統廃合をこちらの方針の中では予定してございます。これについては後ほど、具体的に触れさせていただきます。

11ページをご覧いただきたいと思います。図表11でございますが、こちらは各公立保育所の建築からの経過年数と目安となる耐用年数、そして今後20年間で経過年数が耐用年数を超える保育所については建替えの必要性ありと整理しております。その建替えの必要性「有」の右側、対応方法というところでございますが、こちらの具体的内容が素案では精査中としていたものでございます。「建替え（民営化）」としているところは民営化をして建替えを行うもの、また「建替え（公立）」としているところは公立で建替えを行うところ、また「統廃合」としているところは先ほど申し上げた3つの公立

保育所のペアのうち、一方のほうに統合する保育所を記載してございます。

続きまして、12ページをご覧くださいと思います。12ページにつきましては、こちらの素案で既にご説明した内容から追加等はございませんが、簡単に触れさせていただきます。

民営化によって削減される財源を活用しまして、保育の質の向上に資する既存の取組の強化ということと、それから保育者の質に着眼して、保育者が働きたい・働き続けたいと思える環境を整えるということで、保育施設として当然に満たすべき水準の保育の提供・底上げと、幼児教育の充実につながる「質」の向上を図りたいと考えております。

また、そのため、学識経験者・関係団体者からの意見聴取、こちらについては関係団体の方にもご協力いただきまして、既に検討会議という形でご意見の聴取を始めているところでございます。

また、今年度から来年度にかけて、実態調査というものも実施した上で、その結果に基づいてより一層の保育の質の向上に係る新たな施策展開を検討していきたいと考えております。

13ページをご覧くださいと思います。前回の素案から今回の成案で追加した内容が13ページ以降となっております。

これまでご説明した施策展開に基づきまして、各公立保育所の対応方法や建替えなどによる開所・開園時期、建替えを行わない保育所、建替えまでに一定の期間を要する保育所などの維持保全のための改修時期、そうしたものを個別施設対策リストとしてまとめたものを、14ページ以降に掲載をしてございます。

13ページの2つ目の○以降は考え方でございますが、建替えについては、木造を優先的に、鉄筋コンクリート造も含め、原則、経過年数順に建て替える。また、民営化する場合は、計画期間内の可能な限り早い時期、具体的には10年以内に着手するということ、それから実施件数は年2～3件程度を目安としております。

また、民営化する公立保育所については、立地条件、また周辺地域の保育需要と、それから保育施設の状況などを勘案して、需要が見込まれると考えられる保育所を選定しております。

ただし、過去の大規模改修の実施や、移転先の用地の状況などによって、

建替えの時期は前後しているものがございます。

以上、ご説明したところによりまして、計画期間内に建替えの必要性がある公立保育所47か所のうち、公立で建て替えるものが24か所、民営化して建て替えるものが20か所、統廃合3か所としております。

その下の囲みの中は、14ページ以降のリストの見方を記載しております。リストの見出し、「開所（園）予定年度」でございますが、こちらが建替えによって新所舎または園舎で保育が開始される予定の年度、統廃合の場合はほかの保育所と統合する予定の年度を記載しております。

また、その右側には「維持保全（改修予定年度）」とございますが、計画期間内に建替えを行わない保育所、また建替えまで一定の期間を要する保育所については、空調・屋上防水・外壁の大規模改修を実施する予定の年度を記載しております。大規模改修はおおむね20年周期で実施予定としております。なお、移転先の状況、施設の状況などによりまして、予定時期は変更となる場合がございます。

その下には、【凡例】として、「建替え（公立）」「建替え（民営化）」とあります。その4年目のところに「新所舎開所」「新園舎開園」とございます。この4年目の部分の年度が14ページ以降のリストの「開所（園）予定年度」に記載している年度となっております。主にその年度の3年前ぐらいからそれぞれ着手するというような形になってまいります。

13ページの囲みの下については、素案にも記載していた事項でございますが、2つ目の※、民営化の際には、円滑に運営を移行するための基本原則をまとめた「公立保育所の民間移管に関する実施基準」、こちらを基本としつつ、民間への移管を進めるとしてございます。前回、参考資料としてこの実施基準を添付させていただきましたが、今回も新方針の策定に当たりまして、大きな修正ではございませんが、一部修正したところがございますので、資料1-2として、今日お付けしておりますのでご覧いただければと思います。

14ページをご覧いただきたいと思います。それぞれのリストについてはご説明することはいたしません、例を取りましてご説明いたします。

1番の白旗保育所でございますが、建替え（民営化）とございます。民営化して建替えするもの、開園予定年度が令和11年度となっております。で

すので、先ほどの凡例によりますと、8年度頃から計画を策定して、9年度に事業者決定、10年度に園舎を建設、民間に移管して11年度に新園舎を開園というような流れになります。

また、2番の新宿保育所ですが、こちらは築年数がまだ浅いということもございまして、建替えの対象外、維持保全の対象となっており、それぞれの改修予定年度を記載しております。

また、6番の星久喜保育所をご覧いただきたいと思います。こちら建替え（公立）と記載しておりますが、公立で建て替えるもので、令和21年度となっております。3年前、18年度ぐらいから設計に取りかかって、設計・建設を経まして、令和21年度中に新所舎のほうに移るというような形になります。また、こちらについては建替えまで間がございますので、維持保全の改修の予定年度も記載しております。

また、19番の花見川第三保育所をご覧いただきたいと思います。こちら花見川第一保育所と統廃合するものでございますが、花見川第一保育所と統廃合する年度を令和12年度と記載しています。

資料の説明は以上となりますが、これからのスケジュールについて簡単にご説明したいと思います。先ほどちょっとお話がございましたが、本日こちらの案をご審議いただきまして、11月、具体的には11月2日から12月1日までパブリックコメント手続を実施したいと考えております。その後、パブリックコメントの結果を踏まえて、1月に策定・公表としたいと考えております。その後、3月頃にまたこちらの児童福祉専門分科会で内容についてご報告できたらと考えております。

また、公立保育所の保護者の方には、既に素案の内容は概要版という形で周知してございますが、今回も審議会でご審議いただいた後、こちらの新方針の案について、概要版という形ですが、周知をしたいと考えております。同時にホームページにこちらの審議会にお諮りした資料を掲載しまして、ご覧いただけるようにしたいと考えております。

また、令和3年度一斉入所の申込みが今月から始まりますが、それにおいてもこの基本方針の策定について情報提供をしていきたいと考えております。

なお、こちらの建替えの対象となっております公立保育所につきまして、

実際の建替えの時期がまだ先のものもございますので、大部分は現在の在園児には影響がないという形でございます。一部、5か所ほど今現在の0歳児、または1歳児に建替えなどの影響がある保育所がございますので、こちらの保育所については、11月に個別に説明会をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

中澤会長： ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。

中谷委員： 中谷と申します。

3点質問させていただきたいのですが、私は7月に参加していないので、そのときにもしかしたら説明があったのかもしれませんが、公立保育所をこれから民営化していった34か所にするという、その34という数字の根拠というものを教えていただきたいのと、2点目は、公立保育所で今後認定こども園に移行するということは考えていないのか、また民営化する施設で手を挙げたところが、認定こども園でというふうに希望してきた場合には、認定こども園でも設立を考えていくつもりなのかということ。

それから、3点目は、保育の質というところで、民営化になっていくとともに、保育の質の向上というのはすごく大事なことだと思います。そのために、12ページでも新たな施策展開を検討しているというふうに書かれていますが、具体的にどんなことを検討されているのかということをお教えいただきたいと思います。

中澤会長： お願いします。

栢見課長： 幼保支援課でございます。

まず、公立保育所として残す34か所という数字の根拠ということでございますが、これについては、逆に言いますと、民営化する保育所について今20か所としております。それについては、先ほど申し上げたように、20年間の計画期間の後半になりますと、保育需要がだんだん少なくなって、民間の事業者の参入意欲も減退していくだろうということで、民営化についてまず前半の10年間で着手したいと考えております。

また、公立保育所の保育士の年齢構成なども考えた継続的な採用ということをお考えますと、民営化する公立保育所としては年間2～3件程度だろうと

考えております。平均して年間2件、10年間ということで、民営化する公立保育所が20か所というような形で、今の基本方針では、一部統廃合もございますが、残りについては公立保育所という整理にさせていただきます。

また、公立保育所でこれから認定こども園に移行するとは、現状では考えておりません。また、民営化に当たって、事業者がこども園を希望した場合ということでございますが、現時点では、今現在の公立保育所につきましては、民間移管したときにも認定こども園という形ではなく保育園という形で限定することを考えております。

それから、質の向上策の具体策ということでございますが、これについては、今現在、保育の質の向上策の検討ということで、今年度から来年度にかけて、保育者や保育施設の現状把握、それから成果指標の設定などのために実態調査を実施したいと考えております。そのために、関係団体の方にもご協力いただきまして、検討会議という形で、まず調査に向けたご意見をいろいろ頂いているところでございます。調査の実施後、結果に基づきまして、また、関係団体の方や学識経験者の方のいろいろな意見を頂きながら、具体的な保育の質の向上策というものは今後まとめていきたいと考えております。

以上でございます。

中澤会長： 中谷委員、よろしいでしょうか。

中谷委員： はい。

中澤会長： ありがとうございます。ほかにご意見などありましたらお願いいたします。

河野委員： 私は新宿保育所で勤務しております。公立保育所34か所ということですが、これからそれに向けて公立保育所の果たすべき役割を考えながらみんなで進んでいきたいなとは思っているのですが、この計画の中に維持保全というところ、それから建替えまでの期間が長いところもまだありますし、現状としては、空調だとか、屋上防水だとか、外壁だとか、かなり傷んでいます。建て替えてくださるところももちろんたくさんあるのですが、そうでないところも、現状としては子どもたちの生活、職員も大変苦勞しながらやっているところですので、計画だけではなく緊急性があるものに関しては、いち早く対応していただきたいことを切に希望しております。よろしくお願いいたします。

中澤会長： お願いします。

枡見課長： 幼保支援課でございます。

これまで保育所の所舎の老朽化によりまして、現場の先生方にもいろいろなご苦勞をおかけしていることは認識してございます。こちらのほうは、維持保全という形で、大規模改修の時期についても、逆にこれまで建替えの計画がまとまらなくて、というようなところもございましたが、今回建替えの計画がこうしてまとまってきましたので、維持保全のほうも計画的にやっていく、それから、当然そうは申しまして、今お話がございましたとおり、既に所舎も古くなっておりますので、緊急修繕のほうも、なかなか予算が厳しいところもございますが、できる限り素早く対応できるように努めていきたいと考えております。

中澤会長： 河野委員、よろしいでしょうか。

河野委員： はい。

中澤会長： ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

森川委員： 公立の神明保育所で勤務している森川と申します。

施策についてですけれども、20か所民営化するということで、最初の60か所から3か所民営化しているわけですが、その3か所について、顧客満足度ではないですけれども、民営化してどうだったかというところを振り返るということは、今後していくつもりはあるでしょうか。

民営化していくことは必ずしも悪いことではないと思うのですけれども、ここにも書いてありますが、保育の質の向上・確保というところもありますので、そこがちゃんと担保されるのであれば民営化もいいと思うのですけれども、もしそうでないものであったら、民営化はどうかかなという懸念が私にはあります。よろしくお願いします。

中澤会長： ありがとうございます。枡見さん、お願いします。

枡見課長： 幼保支援課でございます。

これまで3か所の民営化を行ってまいりました。今、顧客満足度ということがございましたが、実際、保護者の方へのアンケートなども、これまで3園で取っているところでございます。その中では、非常に満足度の高い園もございました。ただ、残念ながら一方で、非常に満足度が低いという園もあ

ったことは事実でございます。

私どもとしましては、今後の民営化に当たりまして、そうした事例を踏まえながら、特に、やはり公立から民間への引継ぎというようなところについては、その事例なども踏まえて、しっかりと改善策も含めて講じながら今後の民営化に取り組んでまいりたいと考えております。

中澤会長： 森川委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょう。

大森委員： 千葉市民間保育園協議会の副会長の大森です。よろしくお願いします。

この公立保育所の民営化については、たしか前市長が、当時60か所あった公立保育所を半分にするという計画を発表したのではないかという記憶があります。直後に今の熊谷市長になってから、民営化が凍結されたのか、止まって、またその計画が今動き出したのだなというのが僕の記憶です。20か所の公立保育所を民営化していくとなると、多分、社会福祉法人もしくは学校法人というところに限られていくのだらうと思うのですが、先ほどの森川委員のご意見のように、その受ける法人が適切なのかどうかということがやはり心配になります。この表から行くと一番早いのは亥鼻保育所でしょうか。令和6年から始まるというふうに考えたらいいのだと思いますが、それ以降、多分子どもがどんどん減っていく10年間になるであろうと。多分、公募をされるのですよね。公募されて、当然応募はしてくるだらうとは思いますが、この20か所の施設を受ける法人の選定について、今までどおり審議会で審査するという方法でいいのかどうか。

東京のある区では、千葉市の幼保支援課に当たる所管課が、実際にその区に来てほしい保育園や法人を視察に行っているんです。視察に行った上で誘致するという方法を取っている区もあるので、その辺はどう進めるのかお聞きしたいと思いました。

中澤会長： ありがとうございます。よろしくお願いします。

枅見課長： 幼保支援課でございます。

我々としても、民間法人の選定というのは非常に重要であると認識しております。法人の選定は、通常の民間保育園を新設するときの審査ということと、また一つプラスをして、公立保育所からの移管を受ける法人という面がございます。ですので、そうしたところの面も加味する方向なども考えなが

ら、進めていきます。直近ですと、令和5年度の小深保育所と小倉台保育所が最初になりますので、そちらの募集については7月の審議会でもお諮りしたところですが、来年2月からの募集を考えております。それに向けて、法人の募集、それから法人の審査の方法などについて、今詰めているところがございます。今、大森委員からお話のあった事例も含めて、よく研究しながら取り組んでいきたいと考えております。

中澤会長： ありがとうございます。大森委員、よろしいでしょうか。

大森委員： はい。

中澤会長： ほかにいかがでしょう。よろしいでしょうか。分かりました。

それでは、ほかにご意見がないようですので、事務局には今回頂きましたご意見を十分に踏まえて進めていただければと思います。

それでは、議題（1）に関しまして、事務局案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長： ありがとうございます。

それでは、臨時委員の方々は、関係する議題がここまでということでございますので、ご退席いただければと思います。どうもありがとうございました。

（臨時委員 退室）

議題（2）千葉県こどもプランの令和元年度進捗状況及び計画期間の最終評価について

中澤会長： それでは、続きまして、議題（2）「千葉県こどもプランの令和元年度進捗状況及び計画期間の最終評価について」、事務局から説明をお願いいたします。

宮葉課長： こども企画課でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、こどもプランの進捗状況及び最終評価につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが座って説明させていただきます。

それでは、資料2をお願いいたします。初めに、新たな委員の方もいらっしゃると思いますので、千葉市こどもプランの概要につきましてご説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、別紙1「千葉市こどもプランについて」をご覧ください。

まず、(1)「計画の概要」でございます。①計画策定の趣旨でございますが、今般の社会情勢や子どもを取り巻く様々な問題に対応するため、全ての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援などを総合的に推進するために策定したものでございます。

次に、②計画の位置づけでございますが、千葉市新基本計画を上位計画とする個別計画といたしまして、4つの計画を一体的なものとして策定したものでございます。

4つの計画とは、まず、子ども・子育て支援法に基づき策定が義務づけられ、教育・保育やさまざまな子ども・子育て支援について、量の見込みや提供体制の確保などを定める「子ども・子育て支援事業計画」。

2つ目に、子ども・若者育成支援推進法に基づき策定が努力義務となっております「子ども・若者健全育成及び支援についての計画」。

3つ目に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための支援について定める「ひとり親家庭自立促進計画」。

さらに、子どもの社会参画について普及啓発や推進体制の整備、施策展開やモデル事業などについて定める「こどもの参画推進計画」。

これら4つの計画を一体的なものとして策定いたしまして、基本施策1「子ども・子育て支援」をはじめとする11の基本施策で構成しております。

③計画期間でございますが、平成27年度から令和元年度までの5年間としております。ただし、計画の中間年度に当たります平成29年度に、社会経済情勢の変化や過去2年間の実績を踏まえまして、平成30年度と令和元年度の目標事業量や取組内容につきまして、計画の見直しを行っております。

なお、今年度、令和2年度からは第2期こどもプランがスタートしてございまして、その策定に当たりましては第1期プランと同様、当分科会においてご審議いただいたほか、パブリックコメント手続を実施しております。

次に、(2)「進捗管理及び計画期間の最終評価の方法」でございますが、

まず第1章、子ども・子育て支援における教育・保育と、地域子ども・子育て支援事業の提供について、また、各章における新規・拡充事業の進捗状況について、加えて、各章に位置づけている事業の取組内容に対して評価を行うこととしております。

続いて、(3)「進捗状況の公表」でございますが、本日当分科会におきまして、計画における実施状況や、評価についての報告・意見聴取をさせていただいた後に、市のホームページで公表する予定でございます。

最後に、(4)「社会福祉審議会児童福祉専門分科会における報告について」ですが、当プランは再掲事業を含めまして198事業という非常に多くの事業で構成しておりますので、全ての事業の進捗状況についてご報告させていただくことは時間的に難しい状況でございます。従いまして、本日は(2)に記載してございます評価項目のうち、子ども・子育て支援法に位置づけられております①の教育・保育の提供、②の地域子ども・子育て支援事業の提供、並びに③の新規・拡充事業の実施内容や目標値に対する状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは、まず新規・拡充事業の評価についてご説明をいたします。

別紙2-1「千葉市こどもプラン 令和元年度進捗状況の概要」をご覧ください。一番上の網かけの部分ですが、左から、基本施策、主な取組内容、令和元年度の実施状況を記載してございます。

基本施策1「子ども・子育て支援」の主な取組内容1「教育・保育の提供」及び2「地域子ども・子育て支援事業の提供」の2項目につきましては、後ほど別の資料でご説明させていただきます。

基本施策1「子ども・子育て支援」の主な取組内容3「認定こども園の普及促進」から、基本施策11「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援」の主な取組内容の3「子どもの貧困対策」までの新規・拡充事業37事業につきまして、4段階で評価をしてございます。

評価基準につきましては、一番下の欄外の部分をご覧ください。

前倒しの実施など、計画以上の成果があったものはA、概ね計画どおり実施したものはB、遅れなど計画どおりの実施ができなかったものはC、休止・中止など未実施のものはDとしております。また、中間見直しにより実施しないこととしたものなど、評価対象としないものは「―」で表示しております。

す。

全体評価の対応でございますが、表の一番下、合計欄をご覧ください。新規・拡充事業の全37事業のうち、AまたはBが27事業と、全体の7割を超えております。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、Cが7事業ありましたが、Dはございませんでした。

続いて、別紙2-2「千葉市こどもプラン 計画期間の最終評価」をお願いいたします。

令和元年度が千葉市こどもプランの最終年度であったことから、計画期間の最終評価を実施しております。

最終評価につきましても先ほど同様に、一番下の欄外に記載のAからDまでの4段階評価を行っております。

表の一番下、合計欄をご覧ください。新規・拡充事業の全37事業のうち、AまたはBが30事業と全体の8割を超えております。このほか、Cが4事業、Dはございませんでした。

なお、新規・拡充事業以外の取組内容につきましては、表の右側のとおり、実施が121事業、未実施がゼロとなっております。

新規・拡充事業の取組内容につきましては、全体の状況は事前にお配りしている別紙3で整理しておりますが、本日は時間の関係もございますので、机上に配付させていただきました、右上に「別紙3（抜粋）」と記載しております資料によりご説明させていただきます。

こちらの表につきましては、令和元年度の評価がAまたはCの事業を抜粋したものでございます。

まず表の見方でございますが、左から、別紙3における事業の通し番号、次に本プランにおける基本施策ナンバーと基本施策名、次に新規・拡充事業の該当事業と所管課を記載しております。

続けて、プラン策定時の平成26年度時点の現状と、平成27年度から30年度までの目標値、そして網かけの部分ですが、令和元年度における目標値、評価及び実施内容を記載してございます。また該当事業に関連する数値や実績につきまして、一番右の参考値の欄に記載してございます。

それでは、まず一番上の通し番号2番、基本施策1「子ども・子育て支援」の「保育所・幼稚園等合同研修事業」についてご説明いたします。令和元年

度の計画策定当初に定めた取組内容・目標値を、合同研修事業の継続実施としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会が実施できなかったため、C評価としております。

続きまして、通し番号8「休日保育事業」でございます。ホームページなどで事業者を募りましたが、応募がなく、目標値の9か所に対し、現事業者数が7か所にとどまっていることから、C評価としております。

続きまして、通し番号11番、基本施策3「こどもの社会参画の推進」の、「こどものまちCBT」でございます。令和元年度の目標は、全区で開催を継続実施としておりましたが、3区での開催にとどまりましたので、C評価としております。

続きまして、通し番号12「こども・若者のカワークショップ」でございます。2テーマについて各10回程度のワークショップ開催を目標としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部のワークショップを中止としたことからC評価としております。

続きまして、通し番号13「こどものカフォーラムの開催」でございます。年1回の開催を目標としておりましたが、こども・若者サミットと併せての実施を計画していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたため、C評価としております。

続きまして、通し番号15「こども・若者サミット」でございます。こちらは、国際的な広がりには至っていないものの、こども・若者サミットを継続的に実施することで社会参画の取組を市内外に広く発信することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたため、C評価としております。

続きまして、通し番号29番、基本施策8「児童虐待防止対策の充実」の、「養成指導者による心理教育プログラムの市民向け講座実施」でございます。養成指導者の準備が整わなかったため、プログラム認定団体による市民向け講座を開催したことから、C評価としております。

最後に、通し番号33番、基本施策9「社会的養護体制の充実」の、「児童養護施設の小規模化」でございます。令和元年度の目標率57%に対し、全ての施設の小規模化が完了したため、A評価としております。

以上が新規・拡充事業の進捗状況でございます。

続きまして、教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の提供についてご説明をいたします。

別紙4「教育・保育の提供」をご覧ください。こちらと、次にご説明いたします「地域子ども・子育て支援事業の提供」につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく事業計画といたしまして、子ども・子育て支援施策の計画的な提供体制の確保を図るため定めているものでございます。

初めに、教育・保育の提供として、保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行、認可外保育施設の認可化などの状況をご説明いたします。表の見方でございますが、大きく左と右に表が分かれております。一番上、網かけの部分でございますが、左側に計画策定当初の見込みを、右側に実施状況・確保内容を記載してございます。

まず、左側の計画策定当初の見込みでございますが、左から3つ目、「量の見込み」の欄には、平成25年に実施いたしましたニーズ調査の結果を踏まえまして、各年度の認定区分に応じた4月1日時点の量の見込みを人数で示しております。これは、例えば現在は就労していない保護者が今後希望通りに就労した場合に生じる潜在的な需要も含んだものとなっております。

これに対しまして、その右の「確保方策」の欄には、量の見込みに対応した教育・保育を提供するための受け皿を確保するために必要な、各年度の4月1日の認定区分に応じた施設等の定員数を示しております。こちらにつきましては、新制度に基づく事業計画として、プランの本編第1章に掲載しているものでございます。

次に、この計画数値に対しまして、受け皿をどう確保したのかを右の表に「実施状況」と「確保内容」として記載してございます。令和元年度の実施状況でございますが、令和2年4月1日に向けた整備実績となりますので、表の下部の太枠で囲んだ網かけ部分、令和2年度の実施状況の欄をご覧ください。実施状況の欄に記載しているのが、4月1日時点の各認定区分における確保量、そして確保内容の欄には、どのような整備内容により受け皿を確保したのかを記載してございます。

確保内容の内訳ですが、私立幼稚園の認定こども園への移行が2園、認可外保育施設の認可化により、保育所が2園、既存保育所の定員変更や分園設置により、保育所の定員増が3園、認定こども園の定員増が7園、家庭的保

育事業の定員増が2園、事業所内保育事業における地域枠の設定が1園、その他新設などにより、合計35園で保育の必要な2号及び3号の定員829人分の整備を実施いたしました。認定こども園のうち、3号の12人につきましては、幼稚園に併設された既存の小規模保育事業がそのままこども園の一部に移行したものでございますので、増加定員数である829人にはカウントしておりません。

実施状況の一番右に、「見込みと実績の差」という欄がございますが、目標としておりました確保方策の合計数に対しまして、実際には定員数で501人分不足という結果になっております。主な理由といたしましては、条件の整った物件の確保が困難であったことなどにより、整備事業者を予定どおり確保できなかったことなどが挙げられます。今後は、地代が高く整備が進まない需要が極めて高い地域につきまして、開園後5年間までの賃借料を補助することで重点的な保育所等の設置を促進するなど工夫をしながら、引き続き既存資源を最大限活用した施設整備を推進してまいりたいと考えております。

一番下の段の「保育利用率の目標値」についてですが、計画策定当初の見込みといたしましては、1・2歳児が49.10%、0歳児が31.60%としておりましたが、令和2年4月時点では、1・2歳児が47.35%、0歳児が18.37%となっております。0歳児について乖離がございますが、これは実際には育児休暇を取得する家庭が多かったことが原因と考えております。

なお、第2期こどもプランにおきましては、ニーズ調査において育休を1年以上取得する意思のある方については、0歳児の量の見込みから除外しておりまして、実態に合った保育利用率となるよう補正を行うことで対応しております。

教育・保育の提供につきましては以上でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、別紙5「地域子ども・子育て支援事業の提供」をご覧くださいと思います。

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭の多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業でございますが、全部で13事業ございますので、本日は時間の関係もあることから、主な事業といたしまして、左上の番号①放課後児童クラブ、本市では「子どもルーム」

という事業名を使用しておりますが、この事業についてご説明をさせていただきます。

表の作りや数値の内容は異なりますが、量の見込みや確保方策についての考え方は、先ほどの教育・保育の提供と同様でございます。

一番右、網かけしております令和元年度の欄をご覧ください。実施内容ですが、低学年向けの施設132か所、高学年向けの施設33か所、計165か所を開設しております。また、平成30年度から開始した社会福祉協議会以外の民間事業者への委託を拡充しております。確保量については、二重線で囲んでいる全市欄に記載のとおり、低学年で当初見込み9,187人に対しまして、実績が766人少ない8,421人となっております。また、高学年では1,400人の見込みに対しまして、427人多い1,827人を受け入れております。

計画に基づき整備を進めているところでございますが、待機児童が増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、平成30年7月に「子どもルーム待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン」を策定いたしまして、平成30年度からの3か年で48か所での対策を実施し、1,440人分の受入れ枠の拡大を目指しているところでございます。

地域子ども・子育て支援事業の提供につきましては以上でございます。

これ以外の事業の取組状況につきましては、別紙6に整理しております。本日は時間の関係でご説明できませんが、別紙2-2でご説明したとおり、第1期こどもプランは概ね計画どおりに進捗が図れたものと考えております。しかしながら、様々な事情によりまして、設定した目標に達していない事業もあるほか、子ども・子育てに関する新たな社会的課題に的確に対応するため、本年3月に策定した第2期こどもプランに基づきまして、今後も引き続き各種事業の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

千葉市こどもプランの令和元年度進捗状況及び計画期間の最終評価についての説明は以上でございますが、短い時間の中での説明であるために、ご不明な点多々あろうかと存じます。この会議後におきましても、お時間があるときに資料にお目通しいたきまして、お気づきの点などがございましたら、別紙のご意見用紙などをお送りいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

中澤会長： ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
中間委員。

中間委員： 千葉県弁護士会の中間と申します。よろしくお願いいたします。

今ご報告いただいた中で、別紙３の、基本施策でいうと９になるのでしょうか、「社会的養護体制の充実」について何点かお伺いしたいことがございます。

まず、33番の「児童養護施設の小規模化」について、令和元年度に100%を達成されたということで、これまでずっと57%にとどまっていたところを一気に100%まで達成できたのは、どのような方法で達成できたのかということが1点目の質問です。

それから2点目ですが、35番の「自立援助ホームの設置」について、これまで千葉市は自立援助ホームがなかったのが、30年度に前倒しで設置ができたということで評価Aになって、これ自体大変素晴らしいことだとは思いますが、今後、この自立援助ホームについて、これで目標を達成して、増設の予定はないのかどうか。最終的な目標値としてどの程度必要というふうに考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

中澤会長： お願いします。

飯島課長： こども家庭支援課でございます。

まず、児童養護施設の小規模化のところなのですが、今、市内に3つの児童養護施設があるのですが、児童養護施設の側から小規模化したいというお話を頂き、市のほうで補助などをしながら、小規模化を進めてまいったということでございます。

あと、もう一つお尋ねの自立援助ホームのほうは、第1期のこどもプランでは1か所設置ということで、設置済みになって、合計3か所になっています。新しいプランでは特に何か所という設定自体はしていないのですが、実際にニーズなどを見ながら、申請などがあった場合には、申請者とご相談しながらその辺を進めてまいりたいと考えております。

中澤会長： 中間委員、何かありますか。

中間委員： 今、千葉市のほうでは、検討しながら、というお話がありましたけれども、ニーズとしては足りているというふうに考えていらっしゃるのか、足りない、

まだ必要があるというふうに評価されているのかというところは、まだ出ていないのでしょうか。

飯島課長：そこについては、実際に、例えば児童相談所のほうでケースになったお子さんの数ですとか状態ですとか、そういったところを見ながら今後考えていきたいと思います。

中間委員：このような質問を差し上げた理由は分かっているのではないかなと思いますけれども、実際、千葉市のほうで、新たに自立援助ホームをつくりたいというような相談というか、実際の計画があるというふうに伺っているのですけれども、それに対して千葉市のほうではニーズがない、今必要がないというような説明があったというふうに伺っているのですが、そこについてはどのようなお考えでそういう回答になったのか、もしくはそういう回答はしていなくて、前向きに必要性があるということで検討されているのかというところに関しては。

飯島課長：お話のほうはいろいろ伺ってはいるのですが、実際に設置するに当たっての場所ですとか、そこにかかる経費ですとか、ニーズとか、お話を伺っていきながら考えていきたいというところでございます。

中間委員：以前からそういうお話は市のほうに相談していて、具体的な企画のほうも提出されているというふうに聞いているのですけれども、ニーズというのは千葉市児相だけではなくて、千葉市内でも子どもの人口等を考えても、今現状ある自立援助ホームは定員6名ですか。女子が6名、男子が6名ですかね。となってくると、それこそ自立援助ホームの定員に空きがあるのかどうかとか、そういうところを見てもある程度分かるかと思うのですけれども、稼働状況というのはどういうふうになっているのでしょうか。

飯島課長：元年度の入所実績は15名で、措置入所が3名、一時保護委託での入所が13名となっています。委託元は千葉市児相が1名で、県所管の児童相談所が11名、横浜市が1名となっています。

中間委員：ニーズというところは、千葉市児相からの入所は少ないというところで考えていらっしゃるということですか。

飯島課長：ケースによって、例えば必ず地元に入れたほうがいいのか、あるいはあえて千葉市から外して遠くのほうにしたほうがいいのか、いろいろケースによって変わってくるところもございますので、一概には言えない部分がございます。

ます。

中間委員：　　ここでお聞きしたいのは、千葉市のほうで自立援助ホームを千葉市内にこれ以上増設するニーズがあるかどうかというところを、どのように現段階で考えていらっしゃるか。今もし正式に増設をしたいというような申込があった場合には、市のほうでは、もちろん要件というか必要なものを満たしているかどうかというところはあると思いますけれども、ニーズ以外のところが十分であれば前向きに検討というつもりがあるのかということ伺いたいのですが。

中澤会長：　　お願いします。

飯島課長：　　基本、自立援助ホームは第2種社会福祉事業で、届出制ですので、要件を満たしていることが前提となります。そこは、市のほうで要件さえ満たしていればというところがあると思います。

中澤会長：　　よろしいでしょうか。さらに検討はされていくということによろしいですか。

飯島課長：　　はい。

中澤会長：　　了解です。

木村委員、お願いします。

木村委員：　　別紙5の「地域子ども・子育て支援事業の提供」の⑬「多様な主体の参入を促進する事業」というのがありますが、これは先ほどから報告があった認可外の保育園が認可をされていって増えていったというようなところだと思うのですが、法律的根拠というか、子ども・子育て支援法の第4章「地域子ども・子育て支援事業」の第59条第4項、「特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業」という、多分この法律にのっとって進められているところなのでしょうけれども、申し上げたいのは、やはり待機児童を解消するために民間事業者参入を促進するということの、いわゆる危険性というか、保育の質を高めることの困難さとかです。

例えば、株式会社がやってしまうと、その土地・建物を転売されてしまうとか、最悪のケースではそういうことが起こってくる。多様な主体の参入を促進するという、国がそういう方向だから地方でそうしてしまうというのは、

とても危険だろうというふうに現場としては思っています。

この計画の報告の中で、「効果や課題を見極めつつ事業の充実に努める」という今後の方向性が4年間ずっと同じですけども、これではやはり不十分で、例えば、まだまだ保育の質が認可外から認可に上がっていないところは、どうやって上げていくのかとか、例えば、いわゆる設置認可も最低基準を下回って認可をしているけれども、こうして施設が増えてくればその基準を高めていきますよ、要するに千葉市は質の高い保育環境の中でやっていきますというような方向性が出ていかないと、こういう計画が報告されました、じゃあ次はいい計画になっていくのか、ということが問われると思う。

でもこういう言い方をすると、株式会社が全部悪いように聞こえるかもしれませんが、決してそんなことはなくて、株式会社立の認可園でもとてもいい保育をやっているところがあるということはつけ加えさせていただきます。よろしくお願いします。

中澤会長： 何かこの辺り、ございますか。

秋庭課長： 幼保運営課でございます。

この13番の多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、国の仕切りのとおりやっている部分もありまして、こういった書き方、こういった仕切りにはなっておるのですが、ただ、今委員もおっしゃっていたように、保育の質の確保・向上の部分につきましては、私どももこの地域子ども・子育て支援事業とは別に、保育の質を向上していくということを前提にこのプランはつくっております。

中澤会長： それ以外に何かご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題（2）に関しましては、事務局案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長： ありがとうございます。

報告事項（1）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和元年度進捗状況に

ついて

中澤会長： それでは、続きまして報告事項（１）「千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和元年度進捗状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

飯島課長： こども家庭支援課の飯島と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

資料３をお願いいたします。千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和元年度進捗状況についてでございます。

表紙をおめくりいただきまして、「千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和元年度の進捗状況について」をご覧ください。

まず１の計画の概要についてですが、（１）の趣旨につきましては、全国の子どもの約６人に１人、最新の調査では約７人に１人が相対的貧困の状態にあり、本市におきましても、生活保護などの支援制度の利用児童が約１３人に１人いる状況から、子どもの貧困対策に関する基本理念や基本目標を定め、施策を体系的に整理し、総合的に推進するために策定したものでございます。

次に、（２）の計画の位置付けでございますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律や、大綱の趣旨を踏まえ、千葉市新基本計画の一部として策定したものであり、先ほど議題（２）でも説明がありましたが、千葉市こどもプランなどの個別計画における課題等を反映させております。

次に、（３）の計画期間でございますが、平成２９年度から令和３年度までの５年間としております。

次に、２の進行管理の方法でございますが、後ほどご説明いたします計画事業における取組状況の評価と、数値目標における達成状況の確認により、進捗の確認を行っていくこととしております。

次に、３の進捗状況の公表でございますが、まず（１）の公表方法につきましては、本社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、毎年度計画における実施状況や評価について報告を行い、ご意見をお伺いすることとしております。また、（２）のスケジュールにつきましては、本日ご報告をさせていただいた後、１１月中旬にホームページで公表する予定でございます。

次に、４の計画事業の取組状況でございますが、（１）令和元年度計画事

業の取組状況につきましては、4つの基本目標ごとにそれぞれの事業所管の令和元年度における取組の状況に対する評価を表にまとめております。

評価基準につきましては、欄外の※に記載がありますとおり、Aが計画以上の成果があった、Bが概ね計画どおり実施した、Cが計画どおり実施できなかった、Dが未実施としております。

次に、(2)計画事業達成率の推移につきましては、表の一番下の段、令和元年度をご覧くださいますと、令和元年度のA8.7%と、B85.7%の評価を合わせたものが「AB計」の欄、94.4%であり、平成29年度が89.5%、30年度が91.6%と、年を追うごとに増加していることから、概ね計画どおりに実施ができたものと考えております。

詳細につきましては、A3判横長の資料で、右上に「資料3-1」と記され、表題に「『千葉県こども未来応援プラン』掲載事業進捗管理表」と記載された表をご覧ください。

一番左の列が全体の通し番号になっておりまして、令和2年度の新規事業などのほか、網かけの再掲分を含め、全体で172番まで付番しております。

その右側の列の「大」が4つの基本目標の番号を示し、その右側の「中」と「小」が、それぞれの基本目標における中項目と小項目でございます。

そこから右列に進みまして、事業名、所管課、事業概要と続き、その隣の列からは計画初年度である平成29年度、30年度、令和元年度の評価と実施結果・内容等を記載しております。

さらに、年度ごとに見ますと、左列からAからDの評価の列、その隣が実施結果及び取組内容の列となっております。

なお、令和元年度につきましては、新規・拡充事業の記載欄を設けております。

本日は、時間の関係もございますので、このうち評価がC及びDの事業につきまして説明をさせていただきたいと存じます。恐れ入りますが、A3判横長の資料で、右上に「資料3-2」と記され、表題に「『千葉県こども未来応援プラン』令和元年度C、D評価事業抜粋」と記された表をご覧ください。こちらには、昨年度実績がC及びD評価であった事業を抜粋して掲載しております。

まず、通し番号41番の「家庭教育支援事業の実施」につきましては、学校

や地域団体との連携を図り、学習機会の提供や個別相談を行うというものでございますが、令和元年度は①から③の実施館数や支援者数等の目標値をいずれも下回ったため、C評価としております。

次に、通し番号67番ほかの「ひとり親家庭等相談支援事業」につきましては、専門の相談員が離婚後の生活全般に関する電話相談に応じるものでございますが、令和元年度は相談件数が目標値を下回ったため、C評価としております。

次に、通し番号75番の「病児・病後児保育事業」につきましては、病気回復期等で集団保育または家庭での育児が困難な場合に一時的な預かりを行うものでございますが、実施施設数を増加させることができなかったため、C評価としております。

次に、通し番号76番の「休日保育事業」につきましては、保護者の就労などのために必要な児童の休日保育を行うものでございますが、実施園数が現状維持にとどまり、増園に至らなかったため、C評価としております。

次に、通し番号77番の「夜間保育事業」につきましては、保護者の就労などのため必要な児童の夜間保育を行うものでございますが、こどもプランの見直しに伴い実施しなかったため、D評価としております。

次に、通し番号105番ほかの「自立援助ホーム心理職配置助成」につきましては、自立援助ホームにおきまして入所児童の自立促進のために必要な心理担当職員の配置に係る費用を助成するものでございますが、助成実績がなかったため、C評価としております。

最後に、通し番号123番ほかの「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」につきましては、高卒認定試験の対策講座を受講するひとり親家庭の親または子に対し、受講修了時及び合格時に給付金を支給するものでございますが、目標2件に対して支給実績がなかったため、C評価としております。

以上が、評価がCまたはDであった事業の説明でございます。

恐れ入りますが、先ほどご覧いただいております、右上に「資料3」と記されたA4判の資料にお戻りください。

5の数値目標の達成状況について説明させていただきます。

本計画におきましては、数値目標を2つ設定しており、1つ目が（1）学

校以外での1日あたりの学習時間でございます。平成28年度の計画策定時の調査では、生活保護等の支援制度の対象児童について、小学6年生で1時間以上が34.5%、中学3年生で2時間以上が20.3%でしたが、これを計画の最終年度である令和3年度には本市の全児童と同等、つまり小学6年生で60.2%、中学3年生で37.4%に近づけるというものでございます。

進捗状況につきましては、欄外下部の※に記載がありますとおり、アンケート調査により確認を行うこととしており、次期計画の策定を踏まえ、今年度中に再調査を行う予定でございます。

2つ目の数値目標、(2)進学率でございます。こちらは毎年度集計を行っており、上段の表は計画策定時の平成27年度数値で、下段の表は令和元年度数値となっております。今回は下段の表であります令和元年度数値の表についてご説明をいたします。

一番左の列に記載がございます高等学校等進学率及び高校卒業後進学率、プラン最終年度である令和3年度目標は、一番右の列の「令和3年度目標」に記載があるとおり、網かけの部分、生活保護世帯児童及び児童養護施設等児童の数値を全児童平均に近づけるというものでございます。

網かけの部分をご覧くださいますと、令和元年度における高等学校等進学率の全児童平均が99.3%であるのに対し、生活保護世帯児童が92.9%、児童養護施設等児童が100%となっております。

また、高校卒業後進学率につきましては、全児童平均が82.2%であるのに対し、生活保護世帯児童は39.1%、児童養護施設等児童が25%となっております。さらに、一番下の行の高校卒業後（進学率＋就職率）につきましては、100%に近づけることを令和3年度の目標にしており、令和元年度は生活保護世帯児童が70%、児童養護施設等児童が100%となっております。

進学率につきましては、上段の表に記載がある計画策定時の数値と比較いたしますと、多くの項目で全児童平均との差が小さくなっており、目標を達成している項目も一部ございます。ただし、児童養護施設等児童につきましては、もともとの対象者が少ないため、一人二人の進学の動向いかんで大きく数値が変動することもございます。このため、今後も推移を注視するとともに、引き続き各種事業を鋭意推進していくことが重要だと考えております。

最後になりますが、6の次期計画策定スケジュールの予定でございます。

令和3年度末で現行プランの期間が満了することから、次期計画の策定に向け、来年度の審議会では計画案について複数回のご意見を頂戴したいと考えておりますので、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

千葉市こども未来応援プランの令和元年度進捗状況についての説明は以上でございますが、短い時間での説明だったため、ご不明な点も多々あろうかと存じます。この会議後におきましても、お時間のあるときに資料にお目通しをいただきまして、お気づきの点などございましたら、別途ご意見用紙などをお送りいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長： ありがとうございます。

 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

 川村委員お願いいたします。

川村委員： 先ほど資料3-2の中で、令和元年度として評価がCだったものというのはお答えがあったかと思えますけれども、ある意味では、令和元年度からもう半年経っていますから、そういう意味の中で、例えば先ほど言っていた病児・病後児保育事業は、令和元年度としては目標が10か所で、実績が9か所だという形でしょうけれども、令和2年度になって増えたみたいな形で、解決したみたいなものがあれば、現時点としてはどうなっているのか、その辺を教えていただければと思います。

中澤会長： 枡見課長、お願いします。

枡見課長： 幼保支援課でございます。

 病児・病後児保育についてお答えします。令和元年度、目標10か所に対して、実績9か所となっておりますが、今年度9月に花見川区に1か所病児・病後児保育事業を開設いたしましたので、現在10か所となったところでございます。

中澤会長： 秋庭課長、お願いします。

秋庭課長： その下に休日保育がございますが、これもこちらの表上に数字が書いていないかもしれませんが、もともと令和元年度の目標が9園でございました。これが7園しかできていないというところがございますが、これは、今年度、令和2年度になりまして、2か所で新たに実施しておりまして、現状では9か所実施できているという状況でございます。

中澤会長： ありがとうございます。

川村委員： ほかには実績が変わったものはないですね。

中澤会長： 徐々に進みつつあるということですね。ありがとうございます。

 ほかによろしいでしょうか。ありがとうございます。

その他

中澤会長： それでは、続きまして次第の4「その他」ですけれども、事務局から連絡等ございますでしょうか。

宮葉課長： こども企画課でございます。

 次回の開催予定でございますけれども、来年の3月頃を予定しております。日程につきましては、臨時委員の皆様を含めまして、改めて調整させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長： それでは、最後に委員のほうから何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

 ご意見ないようですので、予定しておりました議題のほうは以上で終了となります。皆様のおかげをもちまして、円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございます。

 それでは、事務局にお返しいたします。

安西補佐： 以上をもちまして、令和2年度第2回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございます。お疲れさまでした。

以上